

警報発令時の安全確保について

ほ ぞん ばん
保存版

《風水害等の警報発令時における生徒の安全確保》25年11月7日改訂

横浜市内（神奈川県全域又は神奈川県東部）に「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」、「特別警報」が、午前7時の段階で発令継続中の場合は、生徒の安全確保のため、当日は「臨時に休業」の措置を講じます。

なお、遠足、修学旅行、体験学習なども延期・中止となりますが、特別な場合は、校長が適切な措置を講じます。

(注)特別な場合とは、目的地に暴風警報、大雪警報、暴風雪警報が発令されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などを指します。

「暴風警報」を伴わない「大雨警報」、「洪水警報」、「大雪注意報」については、学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講じます。

登校後「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」、「特別警報」が発令された場合、速やかに「終業時間繰り上げ」措置を講じます。ただし、「大雨警報」、「洪水警報」、「大雪注意報」については、学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講じます。

《補足》

に関しては、各家庭でテレビ・ラジオ・インターネット等での情報を把握し、通知文に沿って指導してください。なお、特別な場合を除いては連絡網等は流しませんので、ご注意ください。特別な事態が発生した場合や予想された場合は、生徒への直接指導や連絡網を使って対応します。

なお、このような措置によって遠足などが延期・中止になった場合は、取消料などの費用負担が生じます。集金したお金よりの支出となりますのでご理解ください。

に関しては、地域や生徒の通学路等の状況によって異なりますが、前日下校時までに判断できる場合は、「休業」や「始業時間繰り下げ」を指示します。下校以降翌日の登校時までの間に上記地域に「大雨警報」、「洪水警報」、「大雪注意報」が出た場合には、各家庭で登校させるさせない、又は遅れて登校させる等の判断をしてください。登校しない場合の出席簿上の処理は「出席停止・忌引き等の日数」に記載しますので「欠席」とはなりません。

に関しては、情報を判断し、生徒たちの安全確保が出来るよう対策を講じます。